

宇都宮市みやクレジット販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「みやCO2バイバイプロジェクト」の実施により、宇都宮市が取得し、管理するJークレジット（以下「みやクレジット」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組む事業者、団体等に販売するにあたり「みやCO2バイバイプロジェクト」実施要綱に定めるもののほか、販売に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クレジット 国のJークレジット制度の認証基準により認証し、発行された温室効果ガス排出削減量及び吸収量をいう。
- (2) Jークレジット登録簿システム Jークレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その取得、移転および無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (3) 保有口座 Jークレジット登録簿システムにおいて、クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、クレジットを保有するための口座をいう。
- (4) 無効化 クレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、クレジットを無効化口座へ移転し、無効にすることをいう。
- (5) 移転手続 Jークレジット登録簿システムにおいて、自らの口座に記載されたクレジットを他者の口座に移転するための手続をいう。
- (6) 最終需要家 仲介者が買い取った国内クレジットの移転を受けて、最終的に償却する個人、事業者及び団体のことをいう。

(販売数量の単位及び最低販売単価)

第3条 みやクレジットの最低販売量は、1t-CO2とし、1t-CO2単位での販売とする。

2 1t-CO2あたりの最低販売単価は3,200円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

(購入希望者の募集)

第4条 みやクレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 みやクレジットの販売は、宇都宮市が保有する数量の範囲内で行うものとし、市ホームページ等に販売できる数量を公表するものとする。

(募集の開始)

第5条 購入希望者の募集は、みやクレジット創出に係るクレジット認証証を受領した日から開始するものとする。

(購入希望者の要件)

第6条 購入希望者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者に限る。

(1) 市内の購入希望者は、次に掲げる個人又は法人のいずれかに該当する者であることを要件とする。

ア 個人 市内に在住、通勤又は通学している個人

イ 法人 市内に本社又は支店等の事業所を置く法人

(2) 市外の購入希望者は、次に掲げる個人又は法人の最終需要家を仲介する者であることを要件とする。

ア 個人の最終需要家 市内に在住、通勤又は通学している個人

イ 法人の最終需要家 市内に本社又は支店等の事業所を置く法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、申請することができない。

(1) 各種法令に違反している個人、事業者及び団体

(2) 過去に、みやクレジットを購入した個人、事業者及び団体であって、第10条第2項の規定を履行していない者

(3) みやクレジットの購入申込時点において、みやクレジットの購入目的または最終需要家が未定であるクレジットの仲介等を行う個人、事業者及び団体

(4) クレジットの仲介等を行う個人、事業者及び団体が、みやクレジットを最終需要家へ移転する場合において、第10条第2項の規定を履行できない者

(5) その他、カーボン・オフセット等の適正な実施ができないと認められる個人、事業者及び団体

(購入の申込み)

第7条 前条において、購入希望者と認められる者は、申込書類（様式第1号及び第2号）に必要事項を記入の上、窓口への持参又は郵送により、申請するものとする。なお、最終需要家へのみやクレジットの移転を伴う購入目的での申請については、最終需要家が必要事項を記入した「みやクレジット購入承諾書（様式第4号）」を添付の上、申請すること。

2 購入希望者は、提出した申込書類に記載した内容に変更が生じる場合、その旨を宇都宮市に事前連絡し、宇都宮市の指示に従わなければならない。

(購入者の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込があった場合は、当該申込書類の内容を審査のうえ、申込順序に従い、購入者を決定する。ただし、購入希望単価が最低販売単価未満の場合は、販売を行わない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、購入希望者に対し、販売の適否及び販売するクレジットの量等について、みやクレジット購入者決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 市長は、前条第2項の規定により購入予定者を決定したときは、すみやかに、契約書（別記「売買契約書」）を作成し、契約を締結するものとする。ただし、購入金額の合計（消費税及び地方消費税を含まない。）が50万円以下の場合は第6条に規定する申込書類及び前条第2項のみやクレジット購入者決定通知書の取り交わしをもって契約の締結に代えるものとする。

(販売代金の納付)

第10条 購入予定者は、みやクレジットの売買代金を市長が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。

(みやクレジットの移転・無効化)

第11条 前条に規定する販売代金の納入を行った購入予定者（以下「購入者」という。）がJークレジット登録簿システムにおける口座を保有している場合、市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、Jークレジット登録簿システムの操作により、市の保有口座から購入者が指定する保有口座へ、購入した数量のみやクレジットの移転手続を行うものとする。

2 前項に規定するみやクレジットの移転手続を受けた購入者は、保有口座に移転されたクレジットの無効化を速やかに行うものとし、原則として移転の日から1年以内に、保有口座に移転されたクレジットの無効化を行ったことを証明する無効化証明書（Jークレジット登録簿システムから印刷をしたもの）の写しを市長に提出するものとする。

3 購入者がJークレジット登録簿システムにおける口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合、市が登録簿上のみやクレジットについて無効化を行い、Jークレジット登録簿システムから無効化証明書を発行する。

(売買の不成立)

第12条 宇都宮市は、購入希望者、購入予定者、購入者又は最終需要家（以下「購入者等」という。）が以下のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなく売買を不

成立とすることができます。この場合において、売買の不成立により購入者に損害が生じても、宇都宮市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 購入者等が本要綱に定める義務を履行しないとき。
- (2) 購入者等（法人である場合はその役員又はその支店等の代表者をいう。）が宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号。以下この条において「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は条例第2条第5号に規定する密接関係者（以下この条において「密接関係者」という。）であると認められるとき。
- (3) 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 購入者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員若しくは密接関係者（以下この条において「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 購入者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 購入者等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) その他購入者等が本要綱に違反したとき。

(返金の不可)

第13条 宇都宮市が第10条第1項又は第3項に規定するみやクレジットの移転又は無効化を行った後は、購入者への返金は行わないものとする。

(損害賠償)

第14条 宇都宮市及び購入者等は、本要綱に定める義務を履行しなかったことにより、相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 購入者によってオフセットされた商品（サービス、イベント、会議、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、購入者は自己の費用と責任において解決を図るものとし、宇都宮市は一切の責任を負わない。

(守秘義務)

第15条 宇都宮市及び購入者等は、当該みやクレジットの売買において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。売買終了後、又は売買が成立しなかつた場合においても同様とする。

(みやCO2バイバイプロジェクトロゴマークの使用)

第16条 購入者は、みやCO2バイバイプロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）をロゴマーク使用基準に基づき使用することができる。

（協議）

第17条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と購入者等双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（様式）

第18条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める

（補足）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。